

指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所

トラバーユ長崎のご案内（令和6年6月1日現在）

当事業所は利用者に対して指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供します。事業所の概要や提供させていただくサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 啓正会
- (2) 法人所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 572 番地
- (3) 電話番号 095-882-9123
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 啓宗
- (5) 設立年月 平成元年5月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所リハビリテーション事業所
(平成12年4月1日指定)
介護保険事業所番号 4251180024
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 指定通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション) 事業所
トラバーユ長崎
- (4) 事業所の所在地 西彼杵郡時津町浜田郷572
- (5) 電話番号 095-882-9123
- (6) 管理者氏名 清水 啓良
- (7) 当事業所の運営方針 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長崎市（但し、三和町、高島町、野母崎町、伊王島町、香焼町を除いた地域）・時津町・長与町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 日曜祭日休み
受付時間	午前9時00分～午後4時 (土曜日は12時30分まで)
サービス提供時間	午前9時00分～午後3時45分

☆ 但し、12月30日～1月3日の年末、年始はお休みとさせていただきます。

4. 職員の配置状況

<職員配置の職種>

管理者 1名

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たります。

医師 1名

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的な対応を行います。

看護職員 1名

利用者の病状及び心身の状況に応じて、健康管理を行います。

介護職員 6名

事業所において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練の補助を行います。

理学療法士 2名

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて必要なリハビリテーションを行います。

5. 当事業所が提供するサービスとご利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

→ 介護保険負担割合証の負担者割合額となります。

介護保険負担割合証に基づき、利用料金が利用者様によっては1割～3割負担になります。

<サービスの概要>

① 食事

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12:00～12:30

② 入浴

・入浴または清拭を行います。機械浴を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・利用者の排泄の介助・誘導を行います。

④ 機能訓練

・個人の身体状況に合わせた機能訓練を行います。

⑤ レクリエーション

・個人の趣味に合わせたレクリエーションを行います。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、利用者の要介護度及び利用時間に応じた自己負担額をお支払ください。

①通所リハビリテーション（1日につき）

	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間
介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円
介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円
介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円
介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円
介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円

※2割負担の場合

	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間
介護1	738円	766円	972円	1,106円	1,244円	1,430円
介護2	796円	878円	1,130円	1,284円	1,476円	1,700円
介護3	858円	996円	1,286円	1,460円	1,704円	1,962円
介護4	916円	1,110円	1,486円	1,688円	1,974円	2,274円
介護5	982円	1,224円	1,684円	1,914円	2,240円	2,580円

②リハビリテーション提供体制加算

3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
12円	16円	20円	24円	28円

③入浴代：介助による場合

40円

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

④短期集中リハビリテーションの実施：退所又は認定日から1月～3月以内

110円

⑤若年性認知症利用者ごとに担当者を決めた場合

60円

⑥重度療養管理加算

100円

※要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な状態

⑦介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

要支援1	2,268円	要支援1（2割）	4,536円
要支援2	4,228円	要支援2（2割）	8,456円

⑧利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合

要支援1 120円減算

要支援2 240円減算

片道47円減算

⑨送迎減算

（居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は減算の対象となります。）

⑩介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

算定した単位数に8.3%を乗じた単位数

⑪科学的介護推進体制加算

40円

※介護保険負担割合証に基づき、利用者様によっては2割の方は1割の方の2倍又は3割の方は3倍の利用料金となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 紙おむつ代

テープ式／2,100円／袋 はくパンツ／2,100円／袋

尿パット／1, 050円／袋 はくパンツ用パット／525円／袋

② 食材料費 230円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者にご負担頂く事が適切であるものにかかる費用をご負担いただきます。

利用料金：実費を頂きます。

④ ①、②及び③の費用の支払を受ける場合には、事前に文書でサービス内容及び費用を利用者又は家族に説明し、同意の署名捺印を得ます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所リハビリテーションサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。

実施日の前日までに事業者申し出てください。

○ サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 要望又は苦情等の申出・苦情処理の体制

利用者及び扶養者は、当事業所の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、当事業所の従業者に申し出ることが出来ます。

申し出先電話番号 095-882-9123

2 申し出を受けた当事業所の従業者は、苦情受付票を作成し、施設長へ報告します。

3 苦情の申し出は、上記の他、下記機関でも受け付けております。

時津町役場 保健衛生課 介護保険係 電話 095-882-2211

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 095-826-1599

長崎県長寿社会課 介護サービス班 電話 095-824-1111

長崎市介護保険課 電話 095-829-1163

長与町役場 健康保険課 介護保険係 電話 095-883-1111

4 リスクマネジメント委員会で苦情の核心を把握、分析し、対応の要否、対応方針を決定します。

5 4で決定した事項を苦情申立者と話し合い、その結果を苦情を契機とする改善報告書に記録し、サービスの質の向上に努めます。

7. 事故発生時の対応・賠償責任

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に伴って、事故が発生した場合には、状況の分析を行い、必要がある場合には医師の診察を行い、適切な処置を行うと同時に速やかに市町村、扶養者若しくは家族等に連絡します。

2 事故が発生した場合には、事故及びひやり・はっと報告書を作成し、リスクマネジメント委員会で検討し、再発防止に努めます。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

4 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

8. 非常災害対策

○ 事業所内において火災その他の災害について、非常災害に対する具体的計画を定め従業者及び利用者

に対して適切な指導を行ない、人命の保護に万全を期します。

- 年に2回消防避難訓練（年1回は夜間想定）を行います。
- 消防器具の点検を月に1回行います。

9. サービス利用に当たっての留意事項

事業所の利用に当たっての留意事項として次のことを通所者及び家族に周知します。

- 火気、危険物の取扱いに注意し、煙草は灰皿の設置のない場所では喫煙しないでください。
- 飲食、けんか、口論、脅迫行為のほか、他人に迷惑を及ぼすことをしないでください。
- 事業所の備品などは、大切に取扱い、みだりに位置や形状を変更したり、損傷を与えないようにしてください。
- 貸与物品を許可なく処分しないでください。
- 従業者の指示に反した行動をしないでください。
- 事業所の諸規則を厳守してください。